

表1 3号認定(0~2歳児) 保育所、認定こども園、地域型保育事業

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)					
階層区分	定義	3歳未満児					
		保育標準時間			保育短時間		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	4,950 [900]	0 [0]	0	4,950 [900]	0 [0]	0
D1	48,600円以上 57,700円未満	7,100 [900]	0 [0]	0	7,000 [900]	0 [0]	0
	57,700円以上 60,000円未満	14,200 [900]	0 [0]	0	14,000 [900]	0 [0]	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	19,400 [900]	0 [0]	0	19,100 [900]	0 [0]	0
D3	76,000円以上 77,101円未満	24,500 [900]	0 [0]	0	24,100 [900]	0 [0]	0
	77,101円以上 97,000円未満	24,500	0	0	24,100	0	0
D4	97,000円以上 123,000円未満	31,500	0	0	31,000	0	0
D5	123,000円以上 148,000円未満	40,500	0	0	39,800	0	0
D6	148,000円以上 169,000円未満	44,000	0	0	43,300	0	0
D7	169,000円以上 219,000円未満	50,500	0	0	49,700	0	0
D8	219,000円以上 265,000円未満	53,600	0	0	52,700	0	0
D9	265,000円以上 301,000円未満	54,500	0	0	53,600	0	0
D10	301,000円以上 397,000円未満	55,600	0	0	54,700	0	0
D11	397,000円以上	56,700	0	0	55,700	0	0

きょうだいカウント年齢制限なし

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯の額で、保育料が軽減されています。市町村民税所得割課税額77,101円以上の軽減はありません。

※2 下線部分は、長野市多子世帯等保育料軽減による拡充後の額です。

※3 きょうだいのカウント方法は、きょうだいの年齢等にかかわらず、生計を一にする最年長の兄弟から順にカウントします。

表2 2号認定(3~5歳児) 保育所、認定こども園

各月初日の児童の属する世帯の階層区分	副食費免除対象の範囲		
	3歳以上児		
	1人目	2人目	3人目 以降
生活保護世帯	斜線部分		
市町村民税非課税世帯			
市町村民税所得割課税額 57,700円未満の世帯 (ひとり親等の場合は77,101円未満)			
市町村民税所得割課税額 57,700円以上の世帯 (ひとり親等の場合は77,101円以上)			

きょうだいかウント
 ↑ 年齢制限なし
 ↓ 年齢制限あり ※5

※4 「ひとり親等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯をさします。

※5 特定の教育・保育施設等を利用する小学校就学前の兄弟からカウントします。

表3 1号認定(満3~5歳児) 幼稚園、認定こども園

各月初日の児童の属する世帯の階層区分	副食費免除対象の範囲		
	3歳以上児		
	1人目	2人目	3人目 以降
生活保護世帯	斜線部分		
市町村民税非課税世帯			
市町村民税所得割課税額 77,101円未満の世帯			
市町村民税所得割課税額 77,101円以上の世帯			

きょうだいかウント
 ↑ 年齢制限なし
 ↓ 年齢制限あり ※6

※6 小学校3年生以下の兄弟からカウントします。